



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2023 年 9 月 20 日(水)

令和5年度地域別最低賃金

47 都道府県で 39 円～47 円の引き上げ

令和 5 年度地域別最低賃金改定額が中央最低賃金審議会取りまとめられ公表されました。各都道府県労働局長の決定により 10 月 1 日より順次発令されます。

地域別最低賃金の全国整合性を図るため目安額のランクを設けていますが、4 区分だったランクが今年度から 3 区分に変更となり、改定額を見ていくと A から C の 47 都道府県すべてで 39 円以上引き上げられ、東京都は時給 1,113 円と最高です。

最高額 1,113 円と最低額 893 円の金額差は 220 円です。差の割合は 80.2%と 8 割を超えて地域格差は少しずつ改善しています。

地方で目安を上回る回答相次ぐ

近年最低賃金は引き上げの流れが続いていますが、消費者物価の上昇が大きく、昨年 10 月～今年 6 月までの消費者物価指数は対前年同期比 4.3%で最低賃金引き上げ率 3.3%を大きく上回っています。目安を上回る引き上げが賃金の低い地方で相次ぎました。地域経済の活性化や若年層の流出を防ぎ労働人口を確保するには、目安より高い金額が必至と上乘せした回答が 24 県ありました。引き上げ幅の全国加重平均額は 43 円で過去最高となっています。

令和 5 年度の改定額は以下の通り

39 円改定 岩手 893 円

40 円改定 北海道 960 円 宮城 923 円

群馬 935 円 富山 948 円 山梨 938 円

長野 948 円 岐阜 950 円 静岡 984 円

三重 973 円 滋賀 967 円 京都 1008 円

奈良 936 円 岡山 932 円 和歌山 929 円

広島 970 円 山口 928 円 香川 918 円

41 円改定 栃木 954 円 埼玉 1028 円

東京 1113 円 神奈川 1112 円 新潟 931 円

愛知 1027 円 大阪 1064 円 兵庫 1001 円

徳島 896 円 福岡 941 円

42 円改定 福島 900 円 茨城 953 円

千葉 1026 円 石川 933 円

43 円改定 福井 931 円 沖縄 896 円

44 円改定 秋田 897 円 愛媛 897 円

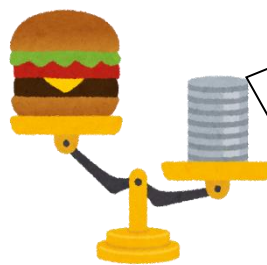
高知 897 円 宮崎 897 円 鹿児島 897 円

45 円改定 青森 898 円 大分 899 円

長崎 898 円 熊本 898 円

46 円改定 山形 900 円 鳥取 900 円

47 円改定 島根 904 円 佐賀 900 円



全国の平均は時給 1,004 円と初めて千円を超えましたが物価の上昇に賃金の上昇が追いついていません